

健康保険組合等が病院等保健施設の用に供する固定資産に係る 固定資産税・都市計画税の非課税について（案内）

健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合が所有し、かつ、経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産で政令で定めるもの並びに健康保険組合等が所有し、かつ、経営する政令で定める保健施設において直接その用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります。

必要書類を添付の上、資産税課へ申告してください。

1 根拠法令

地方税法第348条第2項第11号の4、第702条の2第2項

2 非課税の要件

(1) 所有者及び使用者（次のいずれかに該当するもの。）

- ア 健康保険組合
- イ 健康保険組合連合会
- ウ 国民健康保険組合
- エ 国民健康保険団体連合会
- オ 国家公務員共済組合
- カ 国家公務員共済組合連合会
- キ 地方公務員共済組合

(2) 対象資産

次の用に供する固定資産

- ア 病院
- イ 診療所
- ウ 運動場、体育館、プール及びこれらに附属する施設
- エ 健康相談所
- オ 専ら負傷又は疾病の治った者を収容し、その者の体力の回復を図るための施設

ただし、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある飲食店、喫茶店、物品販売施設及び駐車施設の用に供する固定資産以外の固定資産とする。

3 認定時期

原則として賦課期日（１月１日）現在の使用状況により判定します。

4 非課税範囲

固定資産の一部を非課税用途以外に使用している場合は、非課税となる部分を面積等により按分して判定します。

5 申告に必要な添付書類（次の書類をすべて提出してください。）

チェック	添付書類	備考
☐	固定資産税・都市計画税非課税申告書	
☐	使用者を確認できる書類	・法人登記事項証明書 ・法人設立認可書
☐	非課税対象資産であることが確認できる書類	・認可書の写し
☐	非課税部分の地積、床面積が確認できる書類	・登記簿謄本 ・地積測量図 ・建物平面図 等

6 現地調査について

固定資産の利用状況を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

7 問合せ先及び提出先

福山市役所 企画財政局 税務部 資産税課

担当	電話番号	郵便番号	所在地
土地第１担当	084-928-1024	〒720-8501	広島県福山市東桜町３番５号
土地第２担当	084-928-1026		
家屋第１担当	084-928-1023		
家屋第２担当	084-928-1025		
償却資産担当	084-928-1022		